

新規公開株式以外の募集又は売出しに応じて取得のお申込みを行うお客さまへ

(この書面は、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条の規定によりお渡しするものです。)

水戸証券株式会社

平成23年12月1日より金融商品取引法施行令等が一部改正され、増資公表後、新株等の発行価格決定までの間に空売りを行った場合、当該増資に応じて取得した新株等により空売りに係る借入れポジションの解消(現渡し)を行ってはならないとされました。

また、金融商品取引業者等がお客さまに新株等を取得させようとするときには、あらかじめ書面等により、この規制の内容を通知することが義務付けられました。

つきましては、金融商品取引所に上場されている有価証券と同一の銘柄の有価証券について、募集又は売出しに応じて取得のお申込みする場合、以下の事項にご注意ください。

【改正金融商品取引法施行令の内容】

- (1) 有価証券届出書(又は臨時報告書)が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書(又は当該臨時報告書の訂正報告書)が公衆の縦覧に供された時までの間に、募集又は売出しが行われる有価証券と同一の銘柄について、取引所金融商品市場において空売り、又はその委託若しくは委託の取次ぎのお申込みを行った場合、当該募集又は売出しに応じて取得した新株等を空売りに係る有価証券の借入れの決済に利用することはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する空売りを行ったお客さまが、当該有価証券の借入れの決済を行うために募集又は売出しに応じた場合、当該募集又は売出しの取扱いにより新株等を取得させることができません。



【当社の対応】

上記の改正金融商品取引法施行令の施行にともない、当社は以下のとおり対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

- 増資の公表が行われてから、新株等の発行価格又は売出価格の決定までの間に、募集又は売出しが行われる有価証券と同一の銘柄について、金融商品取引所において空売り、又はその委託若しくは委託の取次ぎのお申込みを行ったお客さまから、募集又は売出しに応じて取得のお申込みがあった場合、新株等の配分は行いません。

ただし、増資に関する有価証券届出書(又は臨時報告書)が作成されない場合は除きます。

※本件に関し、ご不明な点、ご質問等がございましたら、お取引部店までお問合せください。

以 上